

令和 8 年度授業料免除申請要項 (高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免)

1 対象・要件等

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：本科 4 年生，本科 5 年生及び専攻科生

○認定要件：

①国籍・在留資格等に関する要件

→日本国籍を有する者、法定特別永住者等

②進学するまでの期間等に関する要件

- ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、原則として選考の対象とならない。
- ・4 年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が 2 年を経過していない者。

例：2025 年 3 月に高等学校を卒業 → 2026 年 4 月編入学（○対象）

2024 年 3 月に高等学校を卒業 → 2026 年 4 月編入学（○対象）

2023 年 3 月に高等学校を卒業 → 2026 年 4 月編入学（×対象外）

- ・高等専門学校本科を卒業し、それから 1 年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

例：2026 年 3 月に高等専門学校本科卒業 → 2026 年 4 月専攻科入学（○対象）

2025 年 3 月に高等専門学校本科卒業 → 2026 年 4 月専攻科入学（×対象外）

2 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4 年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専 1～3 年次）における評定平均値が 3.5 以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5 年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA 等が在学する学科等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

3 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる 2 つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に 3/4 を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25, 600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25, 600 円以上～51, 300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
第Ⅳ区分 (多子世帯)	51, 300 円以上～154, 500 円未満	満額（上限の範囲内）
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額（上限の範囲内）

○資産基準

5,000 万円未満であること。但し、多子世帯授業料等減免に関しては 3 億円未満。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

4 提出書類

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（A様式1）
なお、提出した書類は返却しません。

5 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

6 提出先・提出期限

提出先：呉工業高等専門学校 学生課学生係 （〒737-8506 広島県呉市阿賀南 2-2-11）

提出期限：前期 令和8年 4月30日（木）17時

後期 令和8年10月 1日（木）17時

（注）

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。

7 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・一度お出しただいて受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。